

議案第 1 2 2 号

松阪市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について

松阪市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）は、市長が管理し、及び執行するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、本則に掲げる事務に係る法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。